

富田林市金剛地区の新たな拠点施設整備補助金 募集要項

1. 金剛地区の新たな拠点施設整備補助金（令和2年度）

金剛地区（高辺台・久野喜台・寺池台）の再生・活性化に向けて、地区内の空家等を新たに拠点施設として活用し、地区の魅力向上に資する取組を進める団体に対し、拠点施設の初期改修・整備、備品の購入に係る費用の一部を補助する制度を創設しました。

※「空家等」とは、その全部又は一部が使用されていないことが常態である住宅や店舗等のことをいいます。

2. 補助対象事業

補助対象事業は、金剛地区の魅力向上に資する取組を実施するため、金剛地区内の空家等を活用した拠点施設を新たに設置するための初期改修・整備、及び必要な備品を購入する事業です。

※「金剛地区の魅力向上に資する取組」とは、地区のニーズに対応するとともに、地区の課題解決や発展に繋がる、新たな視点による取組であって、次の全てに該当するものをいいます。

- ①金剛地区内の空家等を新たに拠点施設として活用する取組であること。
- ②金剛地区再生指針（平成29年3月富田林市策定）に基づく取組であること。
- ③地区住民等が主体的に関わることができる取組であること。
- ④新型コロナウイルス感染症拡大のステージ及び同感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえた取組であること。
- ⑤一定の頻度で、定期的に行われる取組であること。
- ⑥従来から実施している取組でないこと。ただし、新たな視点を加え、拡充する取組にあっては、この限りでない。
- ⑦取組の企画及び実施について、地区住民等の賛同を得ており、金剛地区及び地区周辺地域への周知が図られていること。
- ⑧公益性及び発展性が見込まれる取組であること。
- ⑨特定の個人又は団体のみが恩恵を受ける取組でないこと。
- ⑩開始から3年以上継続して行われる取組であること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- ⑪政治、宗教及び選挙活動に関する取組でないこと。
- ⑫その他公序良俗に反する取組でないこと。

※当該団体の構成員や特定の者のみを対象とするなど、広く地区住民等が関わること（活動への参加、施設利用、サービスの享受等）ができない取組の場合は、補助金の対象になりません。

3. 補助対象団体

補助金の交付対象となる団体は、次の全てに該当する団体で、法人格の有無は問いません。

- (1) 地区住民等を構成員に含む団体
- (2) 金剛地区の魅力向上に資する取組を実施する能力を有すると認められる団体
- (3) 金剛地区の魅力向上に資する取組の実施拠点となる空家等を確保できている又は確保できることが見込まれる団体
- (4) 過去にこの補助金を受けていない団体
- (5) その他市長が適当と認める団体

※「地区住民等」とは、金剛地区内に在住、在勤、在学する者、及び同地区内で公益活動等を行う者、又は団体をいいます。

※団体の構成員に次のいずれかに該当する者が含まれる団体は、補助対象団体となりません。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員
- ②富田林市暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者

4. 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する経費（拠点施設の初期改修・整備、及び備品の購入に係る費用）で、次の表に掲げるものです。

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
拠点施設の改修・整備	出入口、屋根・内外壁・床・天井、通信設備、電気・ガス・給排水衛生設備、トイレ、キッチン・カウンター、空調設備、造作棚・収納庫、外構、新型コロナウイルス感染症を踏まえた設備その他市長が必要と認めるものの改修、整備工事費	2/3	400万円
備品の購入	机、いす、調理機器、冷蔵庫、食器、事務機器、通信機器、収納家具、消火器、新型コロナウイルス感染症を踏まえた備品その他市長が必要と認めるものの購入費	2/3	100万円

5. 補助金の額

補助金の額は、次により算出した額のうちいずれか低い額を超えない額とし、補助限度額を上限とします。

- ・事業区分に応じ、補助対象経費の総額に補助率2/3を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）
- ・この補助金とは別に補助金を受けている、または受ける見込みのある場合において、補助対象経費から当該補助金額を差し引いた額。

※ただし複数の団体から申請があり、各申請団体が本来受けられる補助金の額の合計が予算の範囲を超える場合は、予算の範囲内で、本来受けられる補助金の額の割合に応じて按分し、補助金の額を決定します。

※いずれかの補助団体の補助対象経費に変更が生じた場合は、再度按分のうえ、全ての補助団体の補助金の額を変更します。

※補助金の額が増額となる変更は、原則として認めません。

※原則として、当初補助金交付決定時の補助率を超えて補助金は交付しません。

6. 交付申請手続き

補助金の交付を受けようとする団体は、補助対象事業を開始する前に、次の書類一式を提出し、交付申請をしてください。

○提出書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 団体概要書（様式第3号）
- (4) 予算書（様式第4号）
- (5) 予算書の支出の部の内訳（様式第5号）
- (6) 補助対象経費の見積書の写し（2者以上）
- (7) 金剛地区の魅力向上に資する取組の計画書（様式第6号）
- (8) 拠点施設を設置するための空家等を確保できている又は確保できることを証する書類
- (9) 拠点施設を設置するための空家等の位置図
- (10) 補助対象事業関係図書一式
- (11) その他、申請に必要な書類

- ※（2）は、補助対象事業（拠点施設の改修・整備、備品の購入）の計画書、
- （7）は、当該拠点を活用して実施する、「金剛地区の魅力向上に資する取組」の計画書（取組内容、収支計画等）としてください。
- ※（3）には、会則、規約等及び会員名簿を添付してください。
- ※（6）について、補助対象経費の見積書は、2者以上から取得してください。
また、拠点施設の改修・整備の場合は、積算書を添付してください。
- ※（8）は、登記事項証明書、契約書、承諾書等（写し可）のことをいいます。
- ※（10）は、改修・整備の仕様書、図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）、施工前写真（撮影日記載）、購入予定備品一覧等のことをいいます（いずれも写し可）。
- ※事業実施について、団体内で合意形成されたことが確認できる書類（総会や役員会等の議事録等）を提出していただく場合があります。

7. 交付申請の受付期間等

○受付期間（第1次募集）

令和2年10月12日（月）～11月11日（水）まで

○申請先

金剛地区再生室（富田林市役所4階）へ持参してください。

- ※申請様式は、金剛地区再生室窓口に備え付けのほか、市ウェブサイト「金剛地区再生室のページ」からダウンロードできます。
- ※内容についてお聞きすることがありますので、概要を把握している方にお越しいただけますよう、お願いします。
- ※交付申請の受付後、その内容を審査の上、補助金を交付すべきと認めた場合は、補助金の交付を決定します。
- ※受付期間の終了後、予算残額がある場合は、随時先着順にて受付します。

8. 実績報告

補助対象事業が完了したときは、次の書類一式を提出し、実績報告をしてください。

○提出書類

- (1) 補助金事業実績報告書（様式第 11 号）
- (2) 補助対象事業の実績書（様式第 12 号）
- (3) 補助対象事業の収支決算書（様式第 13 号）
- (4) 補助対象事業の収支決算書の支出の部の内訳（様式第 14 号）
- (5) 領収証書等の写し
- (6) 補助対象事業の完了図書及び写真
- (7) その他、報告に必要な書類

※補助対象事業は、実績報告を含め、必ず令和2年度中に完了してください。
※(5)とあわせて、出納の状況が確認できる書類（会計帳簿、通帳の写し等）を提出していただく場合があります。
※(6)は、改修・整備の契約書、図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）、施工中・施工後の写真（撮影日記載）、購入備品一覧、納品書、請求内訳書、備品配置後の写真（撮影日記載）等のことをいいます（いずれも写し可）。

9. 補助金の交付

- 補助金は、事業完了後（実績報告を受けた後）、交付すべき金額を確定のうえ、交付します。
- 事業の性質上必要があると認めるときは、決定した補助金額の範囲内で、その全部又は一部を概算払により交付することができます。

10. 留意事項

○事業の変更・中止

補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、補助金事業変更申請書（様式第 8 号）等の提出が必要です。

○交付決定の取消し

補助金交付にかかる規定や指示に対する違反等があると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消しし、すでに交付している場合は、その全部又は一部を返還いただく場合があります。

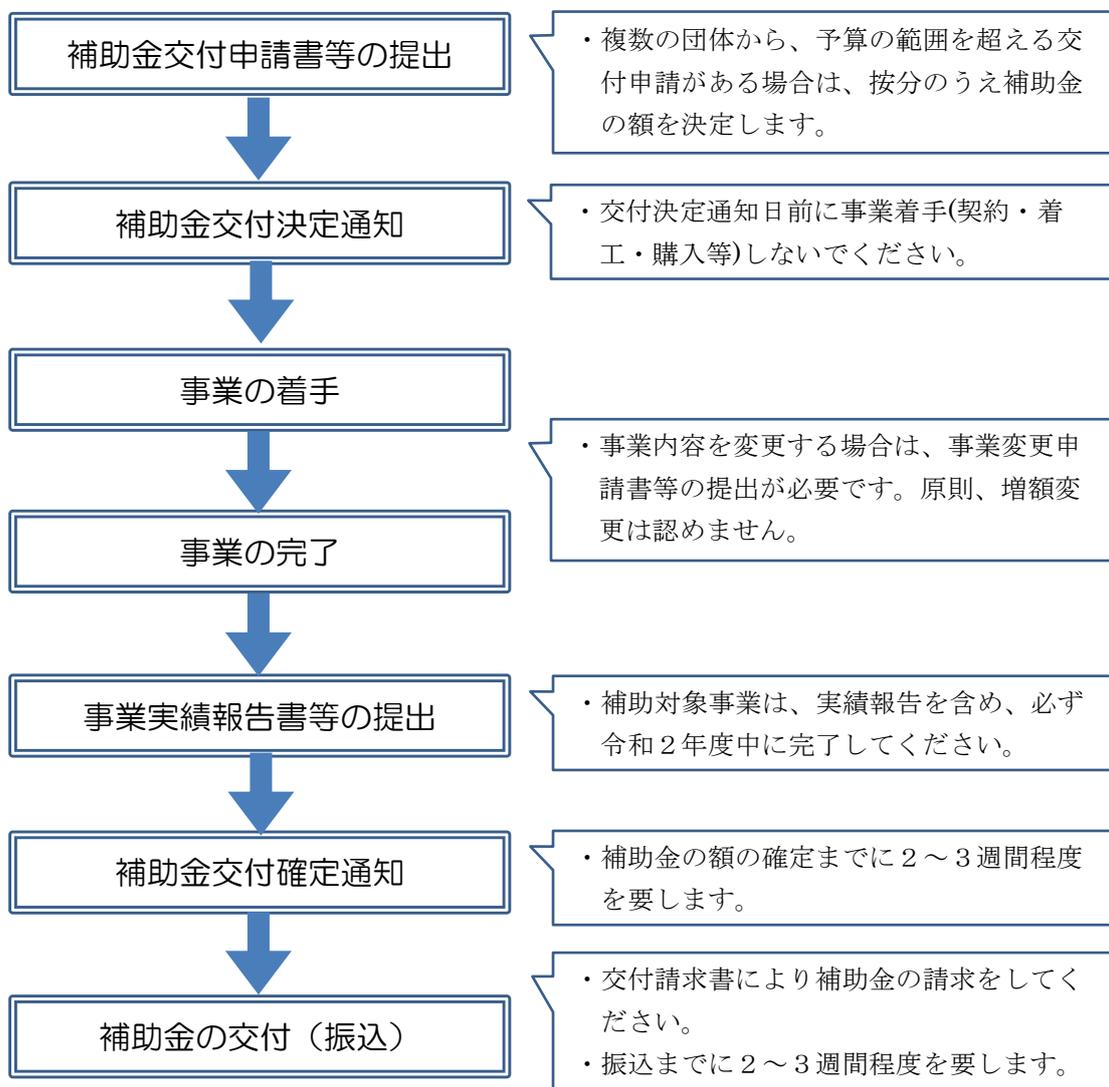
○財産処分の制限

補助対象事業により取得又は資産価値の増加した財産を、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、撤去し、移設し、貸し付け又は担保に供してはなりません。

○その他

この補助金制度は、令和3年3月31日をもって終了します。

11. 補助金手続きの流れ



【問い合わせ】

富田林市役所 産業まちづくり部 金剛地区再生室
〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号
TEL 0721-25-1000(内線452)・FAX 0721-24-0269
E-mail kongo-saisei@city.tondabayashi.lg.jp